

平成26年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 平成26年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成26年第1回定例会記録				
招集年月日	平成26年3月11日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成26年3月11日 午前10時05分 議長宣告			
延 会	平成26年3月11日 午後 2時49分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 館 芳 信
	分庁サービス課長	澤 上 訓	総 務 課 長	松 林 由 範
	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦	企 画 財 政 課 長	小 向 仁 生
	介 護 福 祉 課 長	松 林 泰 之	行 政 管 財 課 長	田 中 富 栄
	農 林 水 産 課 長	泉 山 裕 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	中 野 重 男
	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男	税 務 課 長	松 林 光 弘
	教 育 長	袴 田 健 志	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	町 民 課 長	柏 崎 正 光	学 務 課 長	堤 克 人
	地 域 整 備 課 長	倉 館 広 美	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生	農 業 委 員 会 会 長	中 川 原 卓 雄
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	磯 沼 寛 二
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治
	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時05分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	1 番 高 坂 隆 雄 議 員	
	番 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	<p>事務局長 (袴田光雄君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>事務局からお知らせいたします。</p> <p>本日、3月11日は東日本大震災から3年目に当たります。</p> <p>犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするため、本日地震発生時刻の午後2時46分に休憩を入れまして、1分間の黙禱をささげたいと思います。</p> <p>皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、一般質問について、若干ご説明申し上げます。</p> <p>今日は、お2人の一般質問が予定されております。質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には、次のように呼び鈴を鳴らします。</p> <p>また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。</p> <p>このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> <p>今定例会の議事録署名議員は、西舘議員が指名されておりましたが、本日欠席されておりますので、会議録署名議員の追加指名をしたいと思います。</p> <p>追加会議録署名議員には、1番高坂隆雄議員をお願いいたしました。</p>

<p>会議成立 開議宣告</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>と思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時05分)</p>
<p>議事日程報告</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
<p>一般質問</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>質問に先立ちまして、一問一答方式についてご案内申し上げます。</p> <p>1つ目、一問一答方式で行う場合は、登壇した際にその旨を発言してから開始していただきます。</p> <p>2つ目、質問は通告してある質問事項の順番に質問願います。</p> <p>3つ目、通告した質問事項の中に、質問の要旨が複数ある場合は、1点目の質問要旨に対する質問が終了してから2点目の質問要旨に移るという形で、質問の要旨の順番に従って質問願います。</p> <p>4つ目、1件目の質問事項の質問を終了し、次の質問に移る際は、次の質問事項を開始する旨を発言願います。</p> <p>なお、質問の回数制限はございませんが、質問時間は答弁を含め60分以内とされるようお願いいたします。</p> <p>一般質問者は、一般質問者席において発言願います。</p> <p>通告順に発言を許します。</p> <p>1席、3番、平野敏彦議員の一般質問を許します。3番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>平成26年第1回おいらせ町議会定例会開会に当たり、議長のお許しを得て、3番平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により質問させていただきます。</p> <p>東日本大震災発生からきょうで3年となりました。復興のスピードに80%の人が不安を感じており、被災地の復旧・復興はき</p>

	<p>つい仕事と低賃金、人手不足による復興工事のおくれが深刻な問題となっております。加えて、復興と原発事故への対応が2020年開催の東京五輪パラリンピックに向けて、競技施設やインフラなど、関連施設の建設工事が徐々に本格化する中で、震災復興への関心が風化するのではと心配であります。</p> <p>2月の記録的な豪雪となった県南地方も、日増しに春の日差しが温かく感じられるきょうこのごろであります。3月は新たな目標に向かい、胸躍らせて羽ばたく子供たち、そして希望に燃えて旅立ちをする若人に励ましのエールを送るものであります。</p> <p>おいらせ町サッカー協会が昭和61年青森県サッカーリーグ2部に出場し、1部昇格から13年、念願の東北社会人サッカーリーグ2部北地区に4月からおいらせフットボールクラブとして出場いたします。青森・秋田・岩手3県の代表チームによるリーグ戦で、延べ18試合の日程が決定しております。たくさんの町民の応援を願い、子供たちに夢と希望を与える絶好の機会と捉え、開幕を心待ちにするイレブンの前途に大きな期待をするものであります。サッカーを通して、おいらせ町のイベントや地場産品のPRなど、町のために少しでも役立ちたいと強い思いを抱いて、4月13日の開幕試合に燃えております。多くの試合を通して、町民の心を一つにきずなをつなぐ役目を果たしてくれることでしょう。</p> <p>成田町長には、これまで町内の各種スポーツ大会を初め、上北郡総合体育大会や県民体育大会、そして県民駅伝大会で応援をいただきました。おかげさまで選手の士気が高まり、チームの一体感が生まれ、多くの好成績を残すことができました。体育協会会長として、改めて厚く御礼を申し上げます。</p> <p>町長に就任して4年、これまで町民目線で行政運営を基本に誠心誠意町政運営に全力で取り組んでこられました。私は3年間町長と町政全般にわたり議論してまいりましたが、3月末で任期を終える町長の心中を察するとき、言いようのない寂しさを感じると同時に、これまでの行政運営に対し、心から賛辞を送るものであります。任期最後の議会、町長の所見をお伺いしたいと思っております。</p> <p>まず、第1点目であります。町震災復興計画の進捗状況についてであります。</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>防災林の倒木と防火対策について。</p> <p>災害発生から日を追って防災林が枯れ始め、私は、平成23年第4回定例会において、対策についてお伺いいたしました。答弁では、県からの整備期間の詳細について回答は得られていないとありましたが、その後、県の回答はなかったのか。</p> <p>また、防災林の倒木にどのように対応するのか。今、春になり、火災予防の観点からどのような対策を講ずるのかお伺いしたいと思います。</p> <p>あわせて、3.11から発生し、3年たった震災復興について、町の防災復興計画の進捗状況についてもあわせてお伺いいたします。</p> <p>答弁をお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、席3番、平野敏彦議員の質問にお答えします。</p> <p>まずもって、前段で私の4年の任期中の仕事ぶり、あるいは平野議員が議員になられて3年間のやりとりを評価してくださいましたことに心から感謝申し上げます。これを心の糧として、これから退任後も人生の一つの教訓として役に立てていきたいなと感じております。本当にありがとうございました。</p> <p>それでは答えに入りますけれども、町沿岸部の防災林では、林内で枯れ木の倒木が目立つようになってきており、町としてもその現状は把握しております。</p> <p>その防災林の中で、被災しているクロマツにつきましては、上北地域県民局が平成24年度から実施しています海岸防災林造成事業により、随時伐採及び処理を行い、復旧を進めていく計画となっていると伺っております。</p> <p>また、林内にある倒木や枯れ木は、海岸防災林造成事業の中で、丸太の場合は植栽区画の柵に使用したり、そのほかの部分はチップにして植栽区域に敷きならしをするなど、現地で再利用を行うということでもあります。</p> <p>次に、防災林の防火対策であります。県の管理地で、立ち入りの制限がありますので、春と秋の火災予防運動の中でパトロールや無線放送による呼びかけなど、啓発活動を中心に対応してい</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>きたいと考えているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>3 番。</p> <p>それでは、今の答弁に対して質問いたします。</p> <p>私は、今のこの災害に絡んで海岸清掃とかそういうものが、うちの町内も、一川目町内、深沢町内、何日かあったわけで、これは県の事業としてやられたと聞いております。今の答弁ですと、その県の県民局と町がどのような詰めをしたのか、ちょっとその辺がよく理解できません。</p> <p>私は、3年きょうでたっているわけですから、少なくとも海岸清掃のような形で、一川目、二川目、深沢、この被災地の方々に対して、その伐採林の撤去とか、それからいろんな対応を、砂浜の清掃に当たったような形で取り組めなかったのか。それによって、この被災した地区の方々に対して臨時収入もあったのではありませんか。そういう対応がなぜできなかったのか疑問であります。海のほうができているのに、防災林についてはなぜできなかったのか。県とどういう詰めをしたのか。もう一回このところをお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>答弁を求めます。農林水産課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>昨年度の話ですけれども、県から各町内会さんに、どのように今後事業をしていくかという旨のお話が一度あったということを知っています。</p> <p>それで、私も個人的に県の対応が若干おこなっているなと思う部分がありますけれども、協議会というものを立ち上げ、今立ち上げようとしているのが今年度、今の3月です。そこに構成員として、各町内会、深沢、一川目、二川目の町内会長及び漁業関係者、あと保安林の関係者、県民局、町が入って、その旨で今後どのような活動をしていくか、また今後どのような事業を行うかという説明をするという形になっております。この協議会が立ち上がれば、歴然と今後そういう活動もお話し合いされていくものだと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	
<p>答弁</p>		

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>っております。 以上です。 3番。 今の農水課が携わっているということ、本来、災害復興ということからいったら、ちょっとその辺は趣旨が違うのではないかと私は思うんですよ。そのために防災担当課というのをつくったのではないですか。この災害については、個々の課にそういうふう に振っていくことによって、実態把握とかそういうことはよくされていますか。私はそういうのが疑問なわけですよ。防災復興計画の中でそういうものが位置づけられて、そこの担当課がちゃんとすべきだと私は思うんですけども、農水課はそれだけの情報提供なり、そういうものをしていってそれでいいのではないですか。それが所管課になるんですか、今度、この部分については、農水課が。この辺をちゃんと確認したいと思いますよ。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。副町長。 議員がおっしゃることにも一理あると思います。ただ、私どもとしましては、たとえどこの課がやろうが、総合力が発揮されていて、その事案、事案が解決できればそれでいいというふうな基本的なスタンスには変わりありません。農水であるか、まちづくりであるか、見きわめがなかなか難しいところもあろうかと思いますが、そこはそれに縛られずに柔軟に対処していきたいと思うところです。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。 私が言っているのは、例えば農林災害とか、そういうものであれば農水が担当で、その事業執行をすべきだと思いますし、今の場合は、町全体の中での県とのかかわりがあるところでの災害復興なわけですから、やはり関係がある課がほかの課に回してやるようなその業務の進め方というのは、私は疑問があるということ</p>

		<p>を言っているわけですよ。</p> <p>それはそれとして、今、では農水課長から確認しますけれども、その今3月に立ち上げをする新しい協議会の組織ができてきて、4月、その今のこれからの部分については、立ち入りが規制されるとか、制限があるとか、それから容易でないような話ですが、私も昨年県民局から防災林について説明を町内会で受けました。1人しか来ませんでした。そうしたらそのとき、今言ったように、「伐採は町内会で簡単にできるのか」と言ったら、「そうではない、できませんよ。これは県の管理しているものですから、それはできません」。それから、「では、その木をどうするんだ」ということを話ししたら、「チップにして、下に敷くようにしたい」というふうな話で、その後、その植栽を聞いたら、植栽する担当、それからそういう立ち木の管理をする担当、それから今の処理をする担当、3人しか担当がいないと。「なかなか工事が思ったように計画的に進みません。進めません」というふうな話でした。その後、町からもそういう具体的なものも示されないんですよ。私はだから、そういう意味では県と何回もやりとりしなければ、なかなか前に進まないのではないかという気がしていたんですが、今の答弁を聞いてみて、なるほどなど、やっぱりそういう中身の部分が詰まっていないなという気がしました。</p> <p>これから、そのパトロール、無線、そういうものを使ってPRするとありますけれども、私は本当に今の一川目の一の川、二の川、あの辺を上の方から見たときに、日を追って倒れていったり、枯れて、もう海が完璧に見えるような状態になっていますから、もしあれが、火災が発生した場合、民家に及ぶ地域がいっぱいあるわけですよ。県が管理しているから町は手出しができないとか、そういうものではないと思いますよ、私は。町民の民生安定、生活の保全を守っていくためには、一刻も早く対応すべきだと私は思いますよ。今のこの組織は組織として、対応の仕方というのはまた違ってくると思いますので、防災課長、その辺、どういうふうに県と詰めていますか。</p> <p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>議員おっしゃるとおりの思いでございます。</p>
答弁	佐々木議長 まちづくり防災課	

質疑	長 (中野重男君)	私どもとしても、枯れが大分大きくなっていくということは、当然ながら防火対策が必要だということが考えられます。よって、これからの枯れぐあいも含めまして進捗を見ながら、県に強く申し入れ、あるいは要請をするなり、対策をしていきたいと考えております。
	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	要請とか、そうではなくて、県と一体となって、どういうふうな形で迅速に対応して効果を上げるかという方法をぜひ考えてほしいと思います。 それでは、次のこのあわせて2点目です。 防災林の植栽計画の県計画、それから町の植栽の現状について、今どういうふうになっているかお伺いしたいと思います。
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、お答えします。 海岸防災林の植栽につきましては、平成25年7月に被害面積の再調査を実施した結果、被害を受けた深沢、一川目、二川目の各地区を上北地域県民局において、海岸防災林造成事業を活用し、平成24年度から平成32年度にかけ、植栽工約34ヘクタール、整理伐採約10ヘクタールの森林整備を実施していく計画となっているということであります。 以上です。
質疑	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	今の町長の答弁ですと、これから24年から32年まで計画的に進めるということですがけれども、私は、今の3.11の被害が食いとめられたのは、この海岸防災林があったから最低の被害にとどまったなという気がするわけです。実際に海岸防災林については、50年以上前の部分と、それから40年、30年と3段階で植栽されてあるわけで、その防災林があったから、本当に私は被害が仙台とかああいうところと違って食いとめられたなとい

		<p>う思いがあります。</p> <p>今、こういう形で見ますと、この間にまた災害が発生した場合は、今度はそう簡単には被害を食いとめる方法がないわけで、早める方法とかそういうふうな、これは県の計画なわけですけれども、おいらせ町の一川目、二川目、深沢地区の現状を見たときに、今一番重点的にここからスタートしていかなければならないとか、ここのところはちゃんとしなければならぬというふうな計画がどういうふうに盛り込まれているか。ここのところをちょっと説明いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>答弁を求めます。農林水産課長。</p> <p>計画といたしましては、24年度から進めておりまして、今、私どもでは26年度の計画まで把握しております。地区的には、深沢・一川目地区、ここが一つの地区になります。もう一つは、二川目地区という形になっておりまして、これから24年、25年に関しては、一川目地区は一川目1丁目の東、児童公園より東側の部分の防災林を行っています。二川目地区は被害を受けた養豚畜舎のあたりを行っています。26年度の計画もその隣接地を行うという計画になっております。ちょっと27年度以降に関して見ればまだわからないんですが、多分協議会の中で、今後私どももいろいろな情報を得ることができますし、情報をなるべく共有していきたいと思っていますので、今後協議会の中で確認していきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、今の計画で、まずは植栽の部分もそうですけれども、実際に枯れてしまっているところの優先度を早めて、特に民家に近いところの植栽を進めてほしいと。ですから、県とのいろんな協議もあると思いますけれども、私はやっぱり災害発生を防止する観点からいっても、仕事のしやすい計画ではなくて、地域のそういう安全を守っていくための方策を優先してその計画を立てるという形で県と協議してほしいということを要望して終わります。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>す。</p> <p>それから3点目ですが、海拔表示について全町に表示をしました。そしてまた、追加の部分についても表示したということでもあります。</p> <p>一般的に町民の声として聞こえてくるのは、被災地域と全町表示との認識の違いがあるわけですよ。被災地のほうですと、なぜ津波とかそういうものが全然行かないほうに海拔表示をつけて、実際に津波を受けたそういうものに対する表示の箇所が少ないと。本当にこの表示の仕方にも無駄があるのではないかと、表示の仕方が、声があるんですけども、実際に今、町で表示した結果、町民の反応というのはどういうふうに捉えているかお聞きしたいと思います。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>海拔表示の設置工事については、昨年度から今年度の2カ年にかけて実施し、2月に工事を終えたところであります。</p> <p>昨年度においては、電柱取り付け型を227カ所、指定避難所の看板に表示したものが27カ所、合計で304カ所設置し、特に沿岸部を重点的に設置したところであります。</p> <p>今年度においては、町内会より要望をいただいた場所に設置することとし、電柱取り付け型を46カ所、集会所などの施設に37カ所、合計で83カ所に設置しました。</p> <p>2カ年にわたる継続実施により、当町の海拔表示は全体で387カ所となりました。このことにより、町民はもとより、町外からの来訪者の方についても、津波避難の必要性について考える契機になればと思います。</p> <p>今、平野議員の質問の中に、津波の被災の可能性の低いほう、あるいは被災する可能性の大きいほうのそのバランスがよくないというご指摘がありましたので、その部分につきましては担当課長から説明させます。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>被災浸水地域、あるいは丘の浸水できなかった地域とのバランスの関係でございますけれども、私どもとしましては、いろんな浸水するという意識のところと、丘のほうになれば、西のほうになれば津波は来ないという意識の差を、なるべく教育的な配慮も含めまして、全町的に津波は怖いものだという認識をしていただくための一つの材料として、この海拔表示の設置が必要だということで事業を開始したところであります。</p> <p>そして、浸水地区につきましては細かくなるべく多く、そして丘のほうについては荒くというバランスをとった、基準は特にはございませんけれども、我々としてはこの程度がバランス的に、あるいは濃淡的に適当だったのかなという思いで発注させていただいたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>この海拔表示、私も車で走ってみて、ほとんど畑地とか、そういうふうな部分で、海拔何メートルとこう出ているんですけども、この地域で海拔何メートルとわかって、それが全然災害とか、そういうものが発生しそうもない、水害も及ばないような地域というのも、本当にこれでいいのかなという感じを持って、また私にもそういうふうな、「いや、無駄じゃないか」という声があったということで、三沢とかああいうのを見れば、ほとんど被災地、浜通りが電柱1本置きぐらいについているんですけども、そういうものと格差があるなというので疑問を感じております。これについては、そういう認識の違いがあると思いますけれども、私はちょっとこれで本当にいいのかなという疑問が残りますけれども、時間もありますので、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>質問の第2点目であります。</p> <p>おいらせ町地域の元気再生定住促進条例について、4月1日から施行がされるわけで、これは町としていろんな意味での定住促進の施策の一つとして町長が提案したものであります。実際に私も、この促進条例について地域を見てみました。特に、甲洋小</p>

	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>学校の周辺に空き地がありますけれども、その地図をもらって見たら、いい場所に空き地があるんですが、この空地のところには制限があつて、簡単にうちを建てられないと。では、この制限があるところの解除の方法がどういふふうにすれば解除されるのか、まずこの部分についてお聞きしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ちょっと答弁書と今の質問とずれるかもしれませんが、また再度にわたってお聞きくださればと思っております。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>甲洋小学校周辺の空き地については、都市計画法で定められた市街化調整区域となっており、制限の解除や規制を緩和するためには、県との協議や調整を行った上で都市計画の変更をしなければなりません。</p> <p>また、当町の都市計画区域は、八戸都市計画区域となっているため、八戸市との協議も必要となります。</p> <p>以上ですけれども、答弁不足があるかもしれませんので、担当者から再度説明させます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>地域整備課長からお答えします。</p> <p>まず、解除の方法というご質問でございますが、今ある規制を全て廃止するというようなこととなりますと、保存されるべき農地山林等の無秩序な開発、それから住宅街の形成を阻害するような建築物の建築、また連担して形成されている集落から離れて建築された場合、道路、上下水道等の公共施設の整備が間に合わなくなるというようなことが懸念されますので、必ずしも住みよい場所とならないことが考えられます。</p> <p>このことから当町では、調整区域の廃止ということではなくて、規制の緩和という方法をとっておりまして、住宅を建築できる土地を限定して指定しております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、答弁をいただいて、こんなに枠がはまっているのかなど。そうすれば、例えばこの定住促進条例に基づいて、町外から、「いや、ここがいいな」と入ってきても、新築できないわけで、うちを建てられないわけで、そうすると勢いこの条例の未来というのが阻害されるのでは、生かされないのではないかという気がするわけです。</p> <p>それで、今、地域整備課長が説明しましたがけれども、私は無秩序に地域を拡大するのではなくて、やはりこの道路があるわけで、その枠の中は町外から来た人が建てられるような条件整備をまずして、この促進条例に申請をしたい人については、ここにうちを建ててくださいという形で町で案内し、PRすることが大事ではないかと私は考えているんですけれども、このままでいきますと、サラリーマンとか、そういう人というのはほとんどどうですか。</p> <p>この2点目に入りますけれども、新しくうちを建てようとする学区外からのそのサラリーマン世帯とか、そういう人は今のままですと建築が不可能ということで理解していいでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>甲洋小学校区は、市街化を抑制、調整すべき地域である市街化調整区域として、これまでサラリーマンに限らず、農林漁業者の用に供する建築物以外の建築を制限してきたところであります。</p> <p>しかし、平成12年に都市計画法が一部改正され、市街化区域に隣接、または近接し、自然的・社会的諸条件から、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50戸以上の建築物が連担している地域内であれば、条例で定めることにより、農林漁業者以外でも住宅を建てるのが可能となりました。</p> <p>甲洋小学校区においても、この制度により住宅を建築できる場所が存在しております。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>今、町長がその条例で定めることにより、今私が言っているこの甲洋小学校区で可能性があるという答弁ですけれども、しからば、私が今持っているのは、甲洋小学校の北側、農協の予冷庫があるんですけども、その北側とか、それから国道の338の東側、結構空き地があるので、こういうところはそうすると、今、町長がいう町の条例で定めて、制限を解除できますよということで捉えていいですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>地域整備課です。お答えします。</p> <p>まず、平野議員がお持ちの図面、こちらだと思いますけれども、この色を塗った部分が、町の条例で定めた農林漁業者以外の方でも住宅を建築できる区域として指定されておりますけれども、この指定の基準ですけれども、国で決めた基準が、まず、町長答弁にもありましたように、50戸以上の住宅が連担しているという地域で、その連担している地域の一番端の宅地から半径50メートル以内の土地で、当然道路に接していることが条件になります。半径50メートル以内の土地であれば、空き地であれば住宅が建築できることになりますので、その空き地に住宅が建てば、そこからまた50メートルというふうに範囲が拡大する可能性がありますので、見直しの際にそれも対象になるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>そうすると、なるほどなと思いますけれども、ただこの50メートルというのは、田舎ですと、もう1区画で50メートル、その境界から50メートルという意味であれば、幾らも範囲が広がらないなど。こういうところをその条例で100メートルにするとか、150メートルにするとかというのが可能であれば、私はも</p>

	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>っともっとエリアの拡大が可能になってくるのではないかなと思いますけれども、この辺はぜひ町長の思いでこの条例が制定されましたので、この制度をよく生かせるように、担当課だけではなくて、関係課あわせて検討してほしいと思います。</p> <p>それでは、次の3点目に入ります。</p> <p>下田小、甲洋小学区内に既に住んでいる住民の第3子以降の子育て世帯に対する助成措置の考えがないかということでもあります。</p> <p>というのは、現在、甲洋小学校の学区内には、子供1人世帯が100世帯、2人世帯が71世帯、3人世帯が38世帯となっております。そしてまた、下田小の学区も調べてみたら、1人世帯が77、2人世帯が67、3人以上が18、162世帯あります。</p> <p>こういう中で、今のような新築して学区外から入ってくる条件が厳しい中で、私は今言った1人、2人世帯に対して、3人目に助成しますよと、20万円出しますよというふうな方法をとったほうがいろんな意味で子供の確保が手早い。4月から条例が施行されて、PRされれば、来年になれば産まれてくる1人世帯とか、2人世帯が3人とかと産めば、すごい効果が早まるのではないかなと思いますけれども、こういう世帯に対するPR、そしてまた3人目以上に対する助成措置、そういう考え方がないかお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>当該小学校区内に既に居住している世帯で、第3子以降の子育て世帯に対する助成措置の考えはないかについてでありますけれども、この問題につきましては、以前にも平野議員より一般質問という形ではなかったと思うんですけれどもご提言がありましたので、私もそのようにしたいなと思って考えはあったんですけれども、今回このような立場になったもので、実現することができなくなったということをおわび申し上げながら答弁したいと思います。</p> <p>そして、現在当町では、町内に在住する保育園児や幼稚園児を持つ子育て世帯への第3子以降の支援策として、保育料等の負担軽減を実施しています。</p>
--	------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>具体的に申し上げますと、保育園児を持つ世帯に対しましては、兄弟が2人以上入所した場合、2人目は半分、2分の1、3人目以降の保育料を無料としております。さらに、子供が3人以上いる世帯で、第3子以降の子供が保育所に入所している場合につきましても、年齢及び所得階層区分に応じ、保育料の軽減措置を行っております。</p> <p>また、幼稚園についても、設置者が課税区分や子供の人数に応じて保育料を減免した場合、その設置者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付しているほか、同様の区分で第3子以降のみを対象とした町単独のすくすく子育て支援費補助金制度もあり、安心して子育てできるよう経済的な負担の軽減を図っております。</p> <p>今後も引き続き、総合的な定住施策の一環として、子育て対策についても検討していく必要があると考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>町長からは、今現在町で取り組んでいる子育て支援策については説明がありましたけれども、これについては実際に町内にいる保育園児、そういう子育て世帯が恩恵を受けているのは理解していると思います。</p> <p>ただ、私はなぜこの提案をするのかといいますと、町内、この学区内、それから全町的に2人が3人、1人が2人、こういうふうには子供が産まれることによって、その地域の人口がふえるだけではなくて、いろんな保育所とか、幼稚園、そういうものの運営にも大きく貢献するわけですよ。今、子供だけではなくて、こういう園児が減ってきている状況にありますから、そういう意味では私もうちの町内会の保育園の経営の状況をたまに聞きますけれども、やはり一番収入が安定するのが未満児だと。そのためには、今私が言っているような施策を行政として進めてくれれば、保育園経営も安定するし、そしてまた子供がふえて人口もふえるということが可能になってくるわけですから、私は本当に町長が今限りで退任ということを考えれば、ぜひこれは申し送って、成果を上げるような形で対策を講ずるように希望したいと思</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ます。町長、その辺こうひとつ、最後。</p> <p>町長。</p> <p>冒頭でも申し上げましたけれども、平野議員にはいつでしたか、全く同じ提言をされて、私もそうしたいものだと感じておりました。</p> <p>少し話はそれで、時間を費やすのが申しわけないんですけども、次はきのうある中学校へ行きました。そして、またその前の土曜日にはある中学校へ行きました。その中で、やはり生徒の保護者の名前を卒業生の資料の中に載せている学校、載せていない学校があって、実は私は載せてくれば、あそこの子供が今卒業するのか、あるいは将来町内に残ってこうしてくれるんだなという、我々年をとった世代から見れば参考になる資料だなと思っておりましたけれども、個人情報云々ということで名前を載せていない学校もあるもので、少し残念だなという気がしておりました。そういう部分で、やはり自分の出身集落おのおの参加された父兄さん方、あるいは来賓の方々も、あそこの子供があったのか、あそこの子供が今高校に入るのかというような参考資料として大変ありがたい部分があります。</p> <p>そういう部分も含めて、やはり中学校卒業だけではなく、小学校に入学、あるいは保育園に入学するというような情報等がもらえれば大変ありがたいし、そういう子供がふえることを切に願っております、そういう部分で平野議員とともどもそういう制度をつくっていければよかったですけれども、私の不行き届きによりまして退任しなければならないということで、もしできる範囲ではありますけれども、担当課長方にはそういう制度をつくるように申し送りはしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、第3点目であります。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町の予算についてであります、当初予算の概略については先般説明を受けましたが、その中で、青森県では三村申吾知事が3本の柱をキーワードとして予算を編成したということで新聞等に出ておりました。</p> <p>当町にあっては、もう既に示されてあるわけですから、基本的なキーワードというのはこうこうこういうふうなものを今年度は売りにしますよというのがあればお聞かせいただきたいと思っております。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成26年度当初予算の戦略キーワードというものは定めておりませんが、重点施策として捉えている施策は3つあります。</p> <p>提案理由でも申し上げましたように、1つには町活性化対策、2つには子育て対策、3つには防災・減災対策であります。</p> <p>まず1つ目、町活性化対策についてですが、町に人を呼び込み、そこに住む人や地域の活力を高めることで、町の持続的な発展が図られていくものと考えています。そのため、甲洋・下田の両小学校区に対する定住促進対策事業の実施、商工会プレミアム商品券発行事業の継続、本町地区の軽トラ市開催に対する支援事業、農業や漁業の担い手に対する支援事業、コールセンターオペレーター人材育成事業などの産業振興や、土地利用関連計画の見直しを図るための土地利用事前調査委託事業を実施してまいります。</p> <p>2つ目、子育て対策についてですが、町の将来を担う子供たちが健やかに育つ環境づくり、子育てを安心してできる町にするため、中学生までの医療費の無料化や保育料の上限設定など、子育ての負担軽減を継続していくとともに、教育分野では、甲洋小学校屋根外壁改修事業や小中学校施設の非構造部材耐震化事業、非常用発電機整備事業など、児童生徒の安全を確保するための事業を実施してまいります。</p> <p>3つ目、防災・減災対策についてですが、安全・安心な社会の実現は、町の基本的な役割であり、大きな使命の一つでもあります。そのため、おいらせ消防署の分遣所整備や百石道路への避難階段の設置、また大地震等ため池が決壊した際の被害を最小限</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>に食いとめるよう、ため池の一斉点検などを実施してまいります。</p> <p>なお、町民の要望に応え、多くの課題を解決していくためには、健全な財政の堅持が必要であります。このため、平成28年度から始まります合併算定替えの段階的な縮小及び廃止を見据え、平成26年度を財政健全化のスタートの年と位置づけ、可能な限り歳出を切り詰めた上で、総花的ではなく、選択と集中に意を用いるよう予算編成をしたところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、町の活性化、子育て、それから防災・減災対策ということで、後でまた当初予算の審議のときに確認をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、2点目の後期基本契約の施策事業の予算措置について、新年度に組まれたものがどういうものか。</p> <p>それから、前期の繰り越しがたしか残された事業がありましたけれども、それについては、担当課長は残りの5年間で消化すればいいんだというふうな答弁でしたけれども、これらの予算の計上についてお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご承知のとおり、4月1日から後期基本計画に基づいたまちづくりがスタートします。後期基本計画はまちづくりの7つの基本方針、47の施策、154の主な取り組み事業で構成されております。</p> <p>平成26年度当初予算は、この後期基本計画に基づいて編成しており、154の主な取り組み事業は予算化するなどし、いずれかの方法で全て実施されることになっております。</p> <p>その主なものを7つの基本方針に沿って申し上げますと、基本方針1「住民と議会・行政がともに考え、行動するまち」では、町内会や住民自治組織に対する助成事業や、地域の課題を大学な</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>どと連携して調査・研究する域学連携まちづくり調査事業などを計上しております</p> <p>基本方針2「自然と利便性が調和するまち」では、土地利用関連計画の見直しを図るための土地利用事前調査委託事業などを計上しております。</p> <p>基本方針3「心豊かな人育てと伝統・文化が香るまち」では、甲洋小学校屋根外壁等改修事業、小中学校施設非構造部材耐震化事業や阿光坊古墳群保存整備事業などを計上しております。</p> <p>基本方針4「快適で安心して暮らすことができるまち」では、おいらせ消防署の分遣所建設事業、百石道路への避難階段整備事業や甲洋・下田両小学校区に対する定住促進対策事業などを計上しております。</p> <p>基本方針5「みんなが互いに助け合うまち」では、保育所運営費、児童手当等支給事業や健康診査事業、また消費税率引き上げに伴い国の補正により措置された子育て世帯臨時特例給付事業や臨時福祉給付事業などを計上しております。</p> <p>基本方針6「活力を創出し住み続けることができるまち」では、商工会プレミアム商品券発行補助事業、本町地区の軽トラ市実施に対する補助事業や農業、漁業の担い手育成に対する支援事業、コールセンターオペレーター人材育成事業などを計上しております。</p> <p>基本方針7「住民主体の「まちづくり」を支える基盤づくり」では、公共施設の適正配置計画策定事業、本庁舎太陽光発電設備設置等事業や職員研修事業などを計上しております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>これからその内容については、154の取り組み、そういう部分は示されて活字になって出てくるとは思いますけれども、私は、この取り組みの項目を取りまとめる前の各種団体のヒアリングをされているわけですが、いろいろな形で要望、それからこういうものはぜひ取り組んでほしいというふうな各種団体から聞き取りしたと思いますけれども、私も資料をもらいましたが、それらがどういう形で反映されるのか、ちょっと当初予算を</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>見ても、その辺がどれかなという疑問を持つわけで、これまでずっと各種団体のヒアリングをして、こういう項目がいっぱいあったと思うんですけども、それらについては、今年度はまず対応、次の年度からという対応になるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>佐々木議長 答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> <p>議員がおっしゃるとおり、各団体から意見の聞き取りをいたしました。その結果、要望が相当数に上りました。ただ、それはすべからくできるものではなくて、できないものも当然あったかと思っております。</p> <p>それで、できるものは当然我々内部でワーキング、各課における代表者のもとに、そのできるできないの分別をしながら、さらには策定委員会でそれを決定したきたところでありませうけれども、新年度の予算に対して、それがすぐ生かされているかどうかというのは私もちょっと承知しておりません。ただ、それについて、できるものは当然登載しておりますし、154という施策の中で、それをさらにまた実施計画という具体的な事業の中で進めていくということをご理解いただきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>佐々木議長 3番。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>154というのは、もう具体的にその項目が出ているわけですが、私は、その各団体のヒアリングをして出てきて、相当数の要望、そういうのがあった。そのできるものということで判断するというのは、どこで判断するのか。私はこれを見れば、受けるほうが、これはできる、これはできないという形で判断するのか、それとも、この部分については再度団体から資料提供してもらおうとか、こういう方法もありますよとか、実現する手段としてこういう方法があるとかというものを聞き取りしたのかどうか。1回聞いて、それを取りまとめして、今のようなこういう形で154の取り組み事業を決定したのか。私は、相当拳がってある中で、こういうアイデアがあれば可能性があるというもの</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>も、ぜひ補足して聞くべきだったのではないかと思います、その辺、その1回だけで終わっているようですが、対応の仕方をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>議員がおっしゃるとおり、聞き取りは1回だけで済ませております。ただ、その後、先ほど言いましたように、内部の調整ということで、各担当課にそれぞれ照会をしながら、各担当課でこの事案についてはどうなのかと、この意見についてはどうなのかというようなことを十分話し合い、精査した上で、さらにそれをワーキングのほうに上げてきて、策定委員会という段取りを踏んでおりますので、担当課の事情、法的なものもあるでしょうし、また経済的なものもあるでしょうしという事情を踏まえて、やれるものはやれる、やれないものはやれないということで先ほど話したつもりであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>担当課に回して、それなりに担当課で取りまとめをという形をされたかというの、各団体にはこういう形で要望が出たけれども、今年度、それから将来的にわたってここは不可能ですとか、これは何年かたったら再度検討しますとか、情勢が変わればこうですという形でのヒアリングした団体に対するそういうものの提示というのがなかったような気がしますけれども、やっぱり今もうこういう形でまとまっているのであれば、少なくともせっかく役場で呼んでヒアリングしているわけですから、その回答というのはちゃんとすべきだと私は思いますが、いかがですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>確かに議員おっしゃるとおりだったかなと、今反省をしております。ただ、そういう機会を、場をさらに再度また設けるのかどうかというのは、またちょっと内部で話し合いたいと思います。</p>

		<p>し、先ほど申しました154という事業の中に、さらに3年で見直しを図っていく実施計画と、そこに具体的な事業が盛り込まれていくわけですから、それが予算に反映されていきますので、その辺のところ、また再度しっかりと見つめ直してみたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>あと細かいところについてはまた議案審議の中で、当初予算の中で議論させていただきます。</p> <p>私の質問はこれで終わります。</p> <p>これで1席、3番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>11時15分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午前11時03分)</p> <p>休憩を取り消し、一般質問を行います。</p> <p>(再開 午前11時15分)</p> <p>2席、4番、檜山 忠議員の一般質問を許します。4番、檜山 忠議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>4番、檜山です。</p> <p>議長のお許しを得て、一問一答方式で質問をいたしてまいりたいと思います。</p> <p>さて、きょうは3年前の3.11東日本大震災の日、その日に一般質問をすることになりました。その3.11を決して忘れるものではありません。まだまだ復旧・復興に大勢の皆さんが取り組んでおられます。心から早い復旧・復興を願うものであります。</p> <p>さて、おいらせ町においては、1カ月前の2月15日から16日にかけての大雪とその後の寒波に町民皆さんは大変な思いをし、災害に強いまちづくりの重要性を再認識したことと思います。そこで、町民皆さんの安心・安全を守る対策がどのようになっているのかを教えてくださいたく質問をいたすものであります。</p> <p>私にとっては、成田町長の答弁を聞くのはこれが最後になるこ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>とと思います。しっかりと答弁を拝聴し、これからは町長の信条である町民目線を私の議会活動の信条とし、是々非々で質問をしてまいりたく思います。真摯なるご答弁よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、質問事項ですが、1として、除雪についてであります。</p> <p>質問の要旨(1)ですが、2月15日から16日にかけての大雪を問うものであります。</p> <p>アとして、町の把握している降雪量は何センチメートルでしたでしょうか。また、それに対する初動体制が適切であったと考えますか。教えていただけますか。</p> <p>町長。</p> <p>2席、4番、檜山 忠議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、降雪量であります。県で設置している木ノ下観測所の気象観測データによりますと、2月15日から16日にかけての降雪量は56センチメートルでありました。</p> <p>次に、初動体制であります。15日の深夜から翌日の日中にかけて大雪の予報であったため、15日の夕方に除雪作業の委託業者全18社に対し、深夜0時からの出勤を指示しました。深夜0時の時点では、約20センチメートルほどの積雪でありましたが、その後、除雪作業中も降り続いたため、各業者とも担当区域の最初に作業した路線を再び作業を行う結果となりました。</p> <p>また、雪質が大変重かったこと、さらには路上駐車や道路への雪出し等のため、作業に大変手間がかかり、作業は深夜0時から夕方まで続き、十数時間の長時間に及びました。業者によっては、一度の作業では不十分であったため、翌日もまた深夜から日中までの作業を行ったところもあります。</p> <p>通常、20センチメートル程度の降雪ですと、おおむね各業者とも六、七時間程度で各担当区域の作業を終えることができます。今回の大雪では倍以上の時間を要する結果となり、多くの皆様にご不便をおかけしてしまったと思っておりますが、現在の除雪体制ででき得る範囲において最大限の対応であったと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
-----------	------------------------------------	--

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>降雪量は56センチメートルということですが、幸い農水産業の被害は軽微なようで、本当に安心をいたしました。マスコミでは、八戸が61センチメートル、十和田では87センチメートル、三戸では83センチメートルの報道があり、交通は終始乱れ、停電もあったようですが、当おいらせ町もつい最近まで除雪がままならない状態であり、交通に支障を来しておりました。</p> <p>ところで、町の業者は15日の午後には出動態勢にあり、雪質のことから早期の対応を電話で問い合わせをして聞いたと聞かれますが、なぜ早い出動がなされなかったのかを教えてくださいませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>15日土曜日ですけれども、午後に数社から「大雪の予報であるが、何時に出動すればいいですか」という問い合わせがありました。その時点では2センチメートルでした。そして、雪がやんでおりました。実際に降り始めたのは、夜の8時ぐらいからまた降り始めましたけれども、その時点ではまだ除雪するような雪の量ではありませんでしたので、「もう少々お待ちください」と、「17時になったらお電話差し上げます」と、「それまで待っていてください」という回答をしました。そして、その後気象予報をもとに「深夜0時に出動してください」という電話を17時に各業者にしたところであります。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>17時に返事をするということで、実際に除雪の作業の指示が出たのが12時ということになりますが、その12時ごろの積雪はどれぐらいだったのでしょうか。</p>

	佐々木議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (倉館広美君)	先ほどの町長答弁にもありましたけれども、0時時点では約20センチメートルほどでした。 以上です。
	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (檜山 忠君)	20センチメートルですね。わかりました。 総力を出して除雪に立ち向かったということは、私も認めるものでありますが、ただ予算的なものが、15日時点での除雪予算の残額が幾らだったのでしょうか。 また、今年度は出動回数は少なく、十分な予算があったのではないかなとも感じられるし、その後に補正措置もなされていたと思うんですが、予算的なそれについては対応が十分であったと感じているのか。それを教えていただきたい。
	佐々木議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (倉館広美君)	2月15日の時点で予算がまだ余っていたのではないのでしょうかというご質問ですが、実はその時点ではというか、1週間前、2月8日、9日にかけて23センチメートルの降雪がありました。その際の除雪でもって当初予算不足となりました。それで、2月10日付で除雪経費の増額補正予算を専決処分したところでもあります。 以上です。
	佐々木議長	副町長。
答弁	副町長 (西館芳信君)	除雪の予算につきましては、当初3,000万円ということで、あと1,500万円でも2,000万円でも追加するということも1月の時点からもう話しして、そこは徹底しております。何分選挙のある年ですから、その辺はもう態勢をちゃんととって臨んでおりました。どうぞご理解ください。

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>当初予算が3,000万円とってあったと。昨年も補正をして4,000万円ぐらいまでになっていたと思うんですけども、20センチメートルの雪で、1回出動して3,000万円ぐらい使うんだというのであれば、これはもう最初からある面では少し多めの予算をとったほうが安心するのではないかなという面もありますので、そこら辺はまた考えていただきたいと思えます。</p> <p>今度は、イの質問になりますけれども、町長は除雪対策本部の設置の有無をどのように考えていましたか。また、本部設置の基準はあるのでしょうか。教えていただけますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>除雪対策本部の設置についてですが、災害対策本部の設置など、職員の配備基準については、町地域防災計画において定めているところであります。</p> <p>その配備基準では、大雪に関しては、大雪警報が発表され危険な状態が予想されるときに、まちづくり防災課による気象情報の収集と、除雪担当課である地域整備課による応急対策を行う2号配備に該当します。</p> <p>一方で、雪害を含む各種災害に対処する災害対策本部は、全庁的な対応が必要な場合に設置し、全職員を招集して災害応急対策に当たるものですが、今回の大雪に対しては重機による除雪が最も効率的であると判断したため、災害対策本部を設置せず、担当課の地域整備課に対して、除雪受託業者と連携し全力を挙げて対処するよう指示したものであります。</p> <p>もちろん、全庁的な対応が必要と判断した場合は災害対策本部を設置し、消防団や町内会、自主防災組織との協力または連携しながら対処したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>計画は合っているということなので、ただ、具体的なところがちょっと見えないような気がします。それは、なぜかという、雪の場合だと、10センチメートルになれば除雪車が出るんだという話はよく聞きますけれども、それでは今のように50センチメートル以上になったらどういふふうにやるんだという、それら雪の深さによって、ある面では決めておいた上でいろいろなそれに合った対策を設けていったほうが私はいいのではないかなと思うわけでありませう。</p> <p>ところで、先ほど町長の答弁で、いろいろそれは網羅されているという話がありましたけれども、私が防災計画の中のそれを見ると、雪害対策はあまり詳しく載っていないような気がするんですよね。それらをできればしっかりと、やっぱり雪も災害だし、またあと前にも話したんですが、雷も災害だということで、いろんな災害についての対策をしっかりとやっていただければと思うわけでありませう。</p> <p>それで、まちづくり防災課は、雪害対策とどのようにかかわってましたか。教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、1点目の雪害対策が防災計画の中にといい点でございますけれども、おいらせ町の地域防災計画の風水害編の第5章第1節に雪害対策について記載されているところでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、ここには具体的な部分は省略させていただいた形で、基本的な対策という明記の仕方をさせているところでございます。</p> <p>それから、防災対策はどういふような対応ということのご質問でございますが、防災課の役割としては、気象情報の収集、それから被害状況の把握を行った上で、全庁的な対策が必要な場合は対策本部を設置することとして町長に申し上げ、そしてその対処の仕方について私どもから町長に進言をさせていただいて、必要であれば、消防団や自衛隊の出動要請などをお願いすると。ある</p>

		<p>いは、情報収集して、さらに全体のコントロール、いわゆる全庁的な連絡・調整は防災課が担当するということの立ち位置でございますので、その辺をご理解いただければと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>言っていることがすばらしいと思うし、そこら辺をしっかりと。私が見ていると、どちらがどちらに主導権があってという形がまま見られるので、やはり防災に関しては防災課が主なんだと、その中でいろいろ各課を動かしながら全体に当たるんだということをしかりとやっていただきたいと、そういうふうに望むものであります。</p> <p>ところで、話はちょっと変わりますが、町長は、除雪については、農家のトラクター利用を再三話されていましたが、農家と協定を結び、そのアイデアを大雪に活用する考えはございませんでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>前にそういう提案をしましたが、本任期中に実現できなかったこと、大変残念に思っておりますし、やはり今、建設業者の方々が重機を保有するという部分が大変減っているということで、やはり農家の方々であれば、そういう農業用のトラクター、そしてまたローダーがついたものを実際保有しているわけですから、これはやはりこういう事態に対しましても、あるいはまた歩道等の除雪に対しましても活用すべきであったなという気がしておりますし、指示は出したんですけども、なかなか法的規制があったという難しい、クリアしなければならないところがあったんですけども、私のアイデアが出たら、その後よそのほうではもう実際稼働している地域もあったわけですから、うちのほうではその法的クリアの仕方を少し知らなかったのか、ちょっと難しく考えてしまったのかなというところが残念ですけども、これからもやはりそういう部分では、農家の方々と協力していくことは考えていくべきだと思っております。自分ではそう考えておりますけれども、この先のことは申し上げるわけにはいきませ</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>るので、この辺で許していただきたいと思います。</p> <p>4番。</p> <p>せっかくのアイデアですし、話を聞くと、業者は重機がだんだんなくなっていっているんだということであれば、こういう大雪のときは雪害ということで、特別に協定を結んでやってもらうというのが一番手っ取り早い考えかなと思います。地域整備課の課長も何か答弁をしたいみたいなので、それを聞きたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>農業用トラクターによる除雪についてですけれども、所管の三沢警察署及び八戸陸運局と何回か協議しました。それで、その回答でありますけれども、車検証に道路維持作業用自動車であるということが明記された車両であれば公道を除雪することはできますが、農業用トラクターについては、分類上小型特殊自動車であって、車検証自体が交付されない車両であるため、三沢警察署としては許可することはできませんという再三そういう回答をいただいております、断念したところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりましたけれども、私はもう少し突っ込めるのではないかなと思っています。町内の中の共有地であったりとか、そういうところ、みんなで協力してやらなければならないところをやってもらうというようなことであれば、別に道路だけが除雪の対象ではないと思うので、もう少し突っ込んでやっていただきたいと、そういうふうに思います。</p> <p>ところで、ウとして、大雪後の苦情件数は何件ありましたか。またその内容と対応はどのようになっていましたか。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まず、今回の大雪に伴う除雪対応への苦情ですが、2月16日から23日にかけて、353件の苦情が寄せられました。</p> <p>内容としては、「除雪してほしい」、「除雪が遅い」というものが303件で86%、「家の前に雪を盛り上げていった」というものが24件で7%、「除雪の仕方が悪い」というものが7件で2%、「そのほか」が19件で5%あります。</p> <p>苦情への対応ですが、苦情をいただいた路線や箇所は、職員がパトロールをして現地状況を把握後に、可能な範囲で業者に作業の指示を出しております。しかしながら、苦情件数が多く、即時の対応ができない状況でありました。</p> <p>以上で答弁いたします。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>苦情が三百何件ということなんです、この苦情はどうなんです。過去記録はしていないかもわかりませんが、大変多い数字なんですか。</p> <p>ところで、北部の町内会より雪捨て場の問題で相談があったと思うんですが、その回答は、捨て場は町内会で確保しなさいと言われたということなんです、なかなか捨て場を見つけられないような密集した町内の中では、捨て場を見つけるのはなかなか難しいと思うんですが、その推移はわかったら教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>1日に353件という苦情は過去最高であったと思います。どんなに多くてもせいぜい200件ぐらいですので、普段の倍以上だったと記録に残っております。</p> <p>あと、北部地区についての捨て場の件ですけれども、ご存じのように行きどまりの道路というのが結構ありまして、その行きど</p>

		<p>まった先に住宅があると。雪を押していっても置く場所がないということで、非常にうちのほうとしても苦慮していましたけれども、町で場所を探してその方をお願いしにいきますと、お金の話になるんですよ、正直な話。「利用料幾らですか」、「税金はどのようになるんですか」というようなお話になって、あくまでも町内会の方々に困っているから、その中で相談して決めていただければ一番いいのかなということで、町内会をお願いしております。</p> <p>以上です。</p> <p>4 番。</p> <p>一番苦情が多い、過去において最高の件数だということですから、それだけ大変な大雪だったんだらうと、そういうふうに思います。</p> <p>また、捨て場の関係で、確かに捨てさせるということになると、お金が絡むことが出てくるかもしれません。だけれども、これもある程度は金がかかるかからない関係なく確保するところは確保しておかないと、いざというときには困るのではないかなと、そういうふうに思うので、やっぱり前々からそういうところが、ポイントができていると思うので、そのポイントのところは、ここをお願いしてやってもらおうとか、置かせてもらおうとか、そういうものを町内会とも相談して決めておかれたらよろしいのではないかなと、そういうふうに思います。</p> <p>さて、エとなりますが、2月23日時点での苦情の解決状況はどのようになっていましたか。日曜日の日です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4 番 (檜山 忠君)</p>	
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>2月16日以降、多くの苦情が寄せられました。</p> <p>わだちについては、23日の時点でほぼ解消されておりました。また、圧雪が溶け出してシャーベット状になり、運転に支障のある路線は職員と業者がパトロールをして順次作業を進めました。</p> <p>ほかに、「雪捨て場にした畑の整正をしてほしい」という要望</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>が1件残っておりますが、雪解けの時期を待って作業をする旨を伝えており、当方で把握している限りにおいて、苦情は対応済みであると思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>解消済みというふうな感じに受けましたが、ただ私が見た感じでは、肝心なところに除雪車が23日、特に見えなかったということなので、オとして挙げてはいますがけれども、ではどこで何台その除雪車がそのあたりに稼働していたんだということ、わかったら教えていただきたいなと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>旧下田町の北部地区が5台、旧下田町の南部地区が3台、旧百石町の北部地区が3台、旧百石町の南部地区が3台、合計14台が稼働しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>この14台は、町が委託できる範囲の中で最高の台数と考えてよろしいのでしょうか。なぜこういう質問をしたかということ、ちょうど23日が選挙の日でした。町長選でした。この投票率が大変悪かったということで、これはやはり雪による影響が大変多いのではないかなと思うし、まだまだ除雪がしっかりないために投票をする方が二の足を踏んだのではないかなと。そういうふうに思うことから、私はしっかりと除雪をやっていただきたいということをしているものであります。</p> <p>それはそれとして、カとして、現在各学区の歩道の除雪を各学区のボランティアで行っているが、大雪での作業は困難な状況にありました。これに報いる考えはありませんでしょうか。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>歩道除雪については、地域と行政が役割を分担し、協働で実施していくという考えのもと、町内会等の団体と町が委託契約を結び進めております。</p> <p>今年度は各団体からの要望により契約内容を一部見直ししており、降雪時期前に待機料として昨年度は除雪機械1台につき2万円をお支払いしていましたが、今年度から町内会保有の機械について、点検料の経費を含めて1台3万円に増額しました。作業料につきましても、昨年度は1台1時間当たり800円だったものを、今年度は1,000円に増額しております。また、燃料費は従前から全額町の負担としており、昨年度は農協のガソリンスタンドでの給油に限定しておりましたが、今年度は農協以外でも町内のガソリンスタンドであれば給油が可能となるよう範囲を拡大したところであります。</p> <p>今回の大雪での作業では、大変なご苦勞をおかけしましたことは町としても認識しており、今後も地域とのパートナーシップによる除雪体制を推進していくために、皆様からのご要望を可能な限り取り入れて、作業しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>ぜひ、お互い相談して考えていただきたいと思います。というのは、10センチメートルでの出動になるわけですね、通常は。それが、50センチメートル降っても、同じそれで出動になっていくわけですね。そうすると、やっぱり労力から何から含めても相当な苦勞を皆さんなさっているはずで。そこら辺を踏まえてよく相談して、いい方向に考えていただきたいと、そういうふうを考えます。</p> <p>以上で、除雪についてはこの部分で終わりたいと思います。</p> <p>さて次に、質問事項の2の社会福祉協議会について質問いたします。</p>

		<p>質問の要旨（１）の社会福祉事業の助成金を問うものであります。</p> <p>アとして、町協議会では助成金を各町内会に委託し、集金しているが、今年度の集金額と、また昨年度対比の増減額を把握しているのであれば教えていただきたい。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>町社会福祉協議会では、社協一般会費と赤い羽根共同募金の２事業の集金を各町内会にお願いしているとのことであります。</p> <p>平成２５年度の社協一般会費の納入額は、本年２月２６日現在４４７万１，０００円で、前年度と比較し１２４万９，６００円の減とのことであります。</p> <p>また、赤い羽根共同募金については、２７５万８，０２７円で、前年度と比較し２万９，８７５円少なくなっているとの報告を受けております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>４番 (檜山 忠君)</p>	<p>４番。</p> <p>その助成金の補助先を、どうでしょうか、把握していますか。できたら、それを教えていただきたいんですが。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金の一部を地域の福祉活動資金として県共同募金会から配分を受け、町老人クラブ連合会外３０団体に助成を行っているとのことであります。</p> <p>また、平成２５年度の配分金減少分を一般社費で補っております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	４番。

<p>質疑</p>	<p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>助成補助金が、うち老人クラブを含めて30団体にということですが、ところが、先ほどの説明の中にもちょっとありましたけれども、町の老人クラブ連合会の補助額が減額されました。他の団体においても同様に減額されているんだろうなど、そういうふうに思いますが、そこら辺は、連合のほうについては私はわかりますけれども、他の団体、一、二例、どれぐらい減額されているか。お話、わかれば教えていただければ。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。 町社会福祉協議会では、共同募金の配分金減少により、平成26年度から町老人クラブ連合会外30団体の助成金を一律5,000円減額予定とのことであります。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>4番。</p> <p>一律5,000円の減額ですね。それは老人クラブ単位の、老人クラブで5,000円だろうと思います。他の赤十字奉仕団とか、そういうところはまたそれなりの5,000円になると思いますけれども。 老人クラブへの町補助額については、現状維持の配慮をいただいております。ありがたいことです。ただ、福祉協議会からの補助額が26年度が5,000円減るというんですが、年々減額されると各町内会の単位老人クラブの活動がどんどん悪くなっていくと思われまます。また、その他の奉仕団体でも同様に減額と聞きます。 また、気になるのが、防災ボランティア団体の立ち上げであります。福祉協議会では年内にその防災ボランティアの団体を立ち上げたいということで進めているようではありますが、それらも恐らく財源は補助金であろうと思うのですが、そのように思いませんか。把握していませんか。</p> <p>答弁を求めます。介護福祉課長。</p>

答弁	介護福祉課長 (松林泰之君)	<p>お答えいたします。</p> <p>社協で防災ボランティアの立ち上げ云々というのは、私も耳にはしております。ただ、この財源となるものについては、まだ聞いておりませんが、いずれにしても共同募金会からの配分金を事業資金として一部充当した形で事業運営されるのではということではと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (檜山 忠君)	<p>それでは、エとして、助成額が年々減額しているが、その対策をどのようにしようとしているのか把握していますか。または、指導する考えはありませんか。</p>
	佐々木議長	答弁を求めます。町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>町老人クラブ連合会を初めとする各団体への助成金は、平成18年度から今年度まで同額であります。さきにも答弁したように、平成26年度からは配分金の減少により、一律減額予定とのことであり、これは、原資となる共同募金への寄附金が少なくなっていることが要因であります。</p> <p>今後、社協においては、一般会費及び共同募金が自分たちの町をよくするための活動資金になることを広く町民の皆様にご理解をしていただき、町民への福祉サービスの低下につながらないよう、より一層の努力を期待するものであります。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (檜山 忠君)	<p>ぜひ、いろんな面で説明をする機会を設けてあげて、あげてというのはおかしいんですけども、機会を設けてあげてほしいと思います。</p> <p>この集金の関係なんですけど、町民の中には、集金がないことを</p>

		<p>心配し、福祉協議会に直接持ってきてくださった方も数名あったようであります。このことから、先ほど町長が話ししておられましたけれども、できるだけ多くの人に理解してもらえるように、いろいろな問題はあろうと思いますけれども、理解してもらえるように、その資金がみんな回り回って福祉の活動に使われるんだということを話していただきたいと、そういうふうに思っていました。</p> <p>それで、オですが、減額問題は使途不明金問題とその責任問題から端を発していると思うが、その原因はさきにもう町長が幾ら少なくなったということを話してくださったので、それはいいとして、その少なくなった原因をちょっと聞きたいと思えますけれども、約125万円ぐらい少なくなっていると。その少なくなっている内訳を、できたら、どういう状態で少なくなっているのかということ、わかっていたら教えていただけますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>私からお答えして、追加の部分の質問に対しましては担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、各団体の助成金は共同募金からの配分金を助成しており、使途不明金問題が直接の原因ではないものと思っております。</p> <p>今年度の社協一般会費については、さきにも答弁したように、前年度より約125万円減っておりますので、使途不明金問題が影響しているものと考えております。</p> <p>以上ですけれども、先ほど言いましたように、明細につきましては担当課長のほうが詳しいと思えますので、答弁させます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (松林泰之君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>2月26日現在の納入状況であります、納入世帯ゼロの町内会は1町内会あります。それから、1世帯のみしか納入していない町内会については3町内会、それから数的に30以上の世帯が納入していない、これは8町内会ということになっております。</p>

質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	<p>あと、昨年度と同額のところにつきましては7町内会、それから昨年度より増、多いところは4町内会ということになっております。</p> <p>以上であります。</p> <p>4番。</p> <p>それぞれの理由があつて、こういう結果が出ていると思ひますが、先ほどから言っていますように、どうかその助成金が使われる先が定まっているから理解してもらへるようによびやっていたきたいと、そういうふうを考えています。</p> <p>それで、もう最後の質問となりますけれども、カとして、町民が社会福祉事業に対し、信頼を失いつつある今こそ、町社協の会長においでいただき、再度経過と今後の対策と責任のあり方を聞く考えはございませんでしょうか。</p>
答弁	佐々木議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>昨年の9月5日に使途不明金問題について、議員の皆様に進展状況や今後の対応策等について説明が行われたところでありますが、今現在においても不明金の解決めどがついていないとのこととであります。</p> <p>今後も双方の委任弁護士による話し合い交渉が継続的に進められ、一定のめどが立ち、公表や説明ができる状況となった場合は報告されるものと思ひますので、その推移を見守りたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	<p>4番。</p> <p>さっきから言うように、はっきりするものがはっきりしないと、なかなか皆さん納得いかないという面がありますので、やはり早く解決するところは解決してもらおうということを町からも指導するなり、聞くなりで、それを続けていただきたいと。そし</p>

<p>当局の説明</p>		<p>て、いつときも早く社協の信頼が回復することを願って、私の質問は終わりたいと思います。</p> <p>いつもながらの真摯なるご答弁ありがとうございました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>以上で2席、4番、檜山 忠議員の一般質問を終わります。</p> <p>1時30分まで、お昼のため休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時02分)</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>休憩を取り消し、引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第2、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>報告第1号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから4ページになります。</p> <p>本件は、去る2月8日から9日にかけての降雪により、除雪回数が増加が見込まれたことと今後の見込み回数から、除雪対策費を補正する必要が生じたため、平成26年2月10日付をもって専決処分したものであります。</p> <p>その内容は、規定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,540万4,000円としたものです。</p> <p>それでは、別冊の一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、平成26年2月10日専決の4ページをお開きください。</p> <p>初めに、歳出についてご説明申し上げます。</p> <p>8款土木費2項3目除雪対策費の職員の時間外勤務手当に50万円、融雪剤等の購入のため消耗品費に100万円、除雪作業委託料に3,850万円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、3ページに戻っていただき、歳入ですが、この財源として、18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金を追加計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を受けます。3から4ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3番、平野です。</p> <p>今、専決されましたけれども、この除雪の関係についてちょっとお伺いしたいと思います</p> <p>私が、今までの降雪について、この前みたいな大雪の場合は対応できないところというのは、というのは町内ごとで見ますと、自分たちのところは自分たちで積雪が30センチメートルぐらいの場合は除雪をしている通りがあるんですよ。二川目にあっても、一川目にあっても、私が知っているところでは、ボランティアでやっている人もあれば、「いや、頑張っていますね」と言えば、「いや、私の健康のためだ」ということで、自分の前の道路とかそういうことをやっている地区があるんですけども、これらは例えば行政側で、ここはよくやっている通りだなとか、このところは全然手つかずだなとかという実態把握というのはされておりますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>職員が町内をパトロールするのが精いっぱい、どこの路線を誰がやっているということまでは把握しておりません。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>パトロールに行くと、大体終わった後に除雪をしていると思いますけれども、そういうところの地区が結構私は町内にあるのではないかと。それで、この前みたいなどか雪の場合はとても太刀</p>

<p>答弁</p>	<p>地域整備課長 (倉館広美君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>打ちができないわけで、そういう場合はしようがないとしても、できればこういう地区があるところは、いろんな意味で町内に行政としてこういうふうに自主的にやっている町内がありますよというPRをする、広報とかそういうのでもぜひ宣伝してはどうでしょうか。</p> <p>やっぱり、今の場合ですと、何センチメートルですか、20センチメートル以上……（「10センチメートル」の声あり）が除雪の基本になっていると思いますけれども、それ以下の場合ですと、ほとんど早い時間帯とかというのは、自主的に、全部積もっている量ですと、道路とかそういうのもできますので、やはりいろんな意味で自分たちが受けるだけではなくて、自主的にこういう形で協力いただいている町内、こういう路線がありますというのをこれからぜひPRして、いろんな意味で経費的な節減もそうですが、町民の意識を高めていくというような方法をとったほうがいいと思いますが、いかがでしょう。</p> <p>お答えします。</p> <p>私が普段出勤する際に、けさは除雪車出動命令をしていないはずなのに、ここはきれいになっているなどというのはたまに見受けられます、うちの町内ですけれども。そういう町内もあるし、たまに自宅前の雪を道路にわざと出しているような方も多々見受けられますし、そういうのを一つ一つ精査しながら、議員がおっしゃるとおり、そういうのをPRして、意識を変えていただくということも必要であろうかと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1表についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>
-----------	--	---

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります津曲洋子氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。</p> <p>津曲氏は平成17年7月より現在に至るまでの3期9年、人権擁護委員として在任し、人権擁護活動において積極的に活躍され、特に子供の人権に力を入れておられ、小中学生に対する人権教室などでは率先して講義を行い、また上十三地区8市町村の全ての人権擁護委員で構成する十和田人権擁護委員協議会においては、おいらせ町地区の事務局担当委員としてもご活躍され、人権擁護に関する経験も豊富であるとともに、周囲の信望も厚く、人権擁護委員としてまさに適任者であると認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見をいただいた上で推薦したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号について採決をいたします。 本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本件については適任とすることに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第4、議案第1号、おいらせ町新型インフルエンザ対策本部条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。 議案書8ページをごらんください。 第1条の趣旨であります。平成21年に発生した新型インフルエンザの教訓を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザ等に対して、発生時における措置、緊急事態における特別な措置を定め、もって国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定され、昨年4月に施行されました。 措置法に基づく緊急事態措置の実施に当たり、市町村にも対策本部の設置及びその条例の制定が義務づけられたことにより、新たに条例を制定し、対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。 第2条の組織では、本部長のほか、必要な本部員を置くことと規定しております。なお、措置法の規定により、本部長は町長が、本部員には副町長、教育長、消防団長及び町長が職員のうちから任命するもので構成されることとなっております。 第3条及び4条では、会議と部について規定しております。 なお、対策本部の設置につきましては、新型インフルエンザ等</p>

		<p>が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあるものとして、国が緊急事態宣言を行った際に設置するよう措置法で規定されております。</p> <p>施行日は、公布日であります。</p> <p>議案書107ページをごらんください。</p> <p>参考として、措置法の関係条文を掲載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>佐々木議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第1号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長</p> <p>日程第5、議案第2号、おいらせ町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>まちづくり防災課長</p> <p>それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>ページは、10ページになります。</p> <p>本案は、第3次地域主権一括法による交通安全基本法第17条の改正を受けて、交通安全対策会議の委員の資格要件が拡大されたことにより、都道府県では知事が必要と認めて任命する者が加えられたことに伴い、県に準じて当町でも町長が必要と認めて任</p>
<p>当局の説明</p>	<p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>命する者を加えるため、町交通安全条例の一部改正について提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p> <p>3番です。</p> <p>今この改正のところで、その他町長が必要と認めて任命する者が加えられましたけれども、例えば町長が必要と認めて任命するというのは、どういう方を指すんですか。ちょっとそこを説明願います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>現行では、交通に関する官公庁の職員、もしくは交通に関する団体の代表者という形で任命をすることになっておりますが、それにプラス町長が認める者という形が加えられた部分につきましては、それ以外の町民の方を中心にと理解をしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の説明ですと、団体、それから交通に関するそういうふうな。そうすると、それらの以外の一般の町民ということで、特別範囲とかそういうのはなくて、町長が認める者ということになるんですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>広く意見をいただくという点からして、町民の方々を対象に広</p>

質疑	(中野重男君)	くお願いをするという理解ということになります。
	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	広く意見いただくというのは、1人でも広く意見をいただくことになるのか。その辺は私ちょっと理解に苦しむんですが、やはりこの交通安全対策基本法の改正ということは、その安全対策のための一つの知識のある町民を町長が必要と認めて任命するというのであればわかりますけれども、まるっきり知識も何もないそういう人も対象になるのかということであれば、私は疑問ですよ。やはり、基本になるところがあって、そういう条件に合致する町民の中から町長が必要と認めて任命しますよというのであればわかりますけれども、広く意見を聞くというと、例えばいろんな考え方の違う人もいるわけですから、やっぱりそういうものではないでしょう。もう一回お願いします。
答弁	佐々木議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (中野重男君)	本案の改正趣旨は、委員の資格要件が拡大されたということで先ほどご説明申し上げておりますが、いわゆる学識者、あるいは団体の代表、官公庁という指定席以外に、いわゆる町民の方々に対して、いろんな視点からご意見をいただくというものでございまして、そういう理解でご理解をいただければと思います。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第2号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま	

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を一部改正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第3号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第7、議案第4号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>行政管財課長。</p>
	<p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の17ページをお開きください。</p> <p>本案は、消費税法及び地方消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計税率が本年4月1日から5%から8%へ引き上げられることに伴い、関係条例について所要の整備を行うため、提案するものであります。</p> <p>その概要ですが、第1条及び第3条から第6条までの5つの条例については、使用料、手数料のうち、消費税が課税されるものについて、それぞれ定めている金額に加算する消費税相当額を8%と改正するものであります。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>一方、第2条おいらせ町法定外公共物管理条例につきましては、当町の法定外公共物敷地における土砂等の採取について、県の国有財産使用料徴収条例の改正内容に準じることとし、116ページの新旧対照表のとおり引き上げるものであります。</p> <p>なお、表内の金額は消費税を含んだ総額表示となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第4号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
<p>佐々木議長</p>	<p>日程第8、議案第5号、おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>	
<p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第5号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の20ページと21ページになります。</p> <p>本案は、下水道事業処理区域外から公共下水道への接続を認めた受益者から、地方自治法第224条の規定に基づく分担金を徴収することについて、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正の内容であります、下水道事業の計画策定時において、</p>	

		<p>現況が農地等で、計画区域から外れていた土地、そしてその土地が接している道路に既に下水道の本管が整備済みであった場合、その土地に住宅を建築して下水道を使いたいとの相談を受けた場合には、下水道の普及促進の観点から下水道の使用許可を出したとしても、現行条例では、下水道事業処理区域以外ということになり、分担金を徴収できない状況であります。</p> <p>受益者の公平性を確保するため、処理区域外から下水道への接続を認めた受益者からも分担金を徴収できるように条例を改正するものであります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長</p> <p>日程第9、議案第6号、町道の路線認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>佐々木議長</p> <p>議案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の22ページと23ページとなります。</p> <p>本案は、町道整備事業により整備された藤ヶ森24号線及び秋堂7号線の効率的な管理を図っていくため、道路法第8条第2項</p>
<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	

<p>当局の説明</p>		<p>の規定に基づき、町道として認定するため提案するものであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>日程第10、議案第7号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書24ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>平成23年2月15日に提訴された平成23年(ワ)第41号損害賠償請求事件については、原告佐々木芳光外、原告らとこれまで3年間にわたる弁論準備と証人尋問で互いに主張と反論を繰り返してきたところであります。</p> <p>しかし、このたび平成26年2月3日に行われました和解協議の場において、裁判所が提示しました和解案を双方が受け入れ、和解に応じることになったものであります。</p> <p>これを受けて、損害賠償額を定め和解することについて、議会の議決を得た上で、裁判上の和解を成立されるため、地方公営企</p>

		<p>業法第40条第2項及びおいらせ町病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により提案するものであります。</p> <p>和解の受け入れに当たりましては、25ページの2和解条項の(1)、この中段にありますように、被告おいらせ町は、国民健康保険おいらせ病院において、亡佐々木京子に対して行われた新鮮凍結血漿異型輸血により亡京子及び同人の遺族である原告らに対して心痛を与えたことを陳謝するとあります。</p> <p>このことは、当方が当初から認めておりました血液製剤である血漿の異型輸血に対してのみの内容であり、これ以外の原告が訴えておりました医療行為の過誤に関する記述はなかったことから、これまでの当方の主張が全面的に裁判所に認められ、原告もこれを認めたとの判断に基づいたものであり、また損害賠償額である本件解決金を350万円として和解することとしたものであります。</p> <p>なお、新鮮凍結血漿とは、血液製剤である血漿であり、遠心分離器により血液から血球成分である白血球、赤血球、血小板を取り除いたもので、主に血液を固める働きをする血液凝固因子を補充するために投与する血液製剤であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>佐々木議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。15番、馬場正治議員。</p> <p>15番 (馬場正治君) 15番、馬場正治でございます。 本損害賠償事件につきましては、何度か公判傍聴に参りました。証人尋問も傍聴しましたけれども、和解条項に記載してあることは、新鮮凍結血漿異型輸血に関してのみであります。本件が、誤診という原告の主張については何も記載がないということで、この平成23年(ワ)第41号損害賠償請求事件の原告の主張がどのような主張で提訴したものを、もう一度確認の意味で読み上げていただきたいと思っております。</p> <p>佐々木議長 病院事務長。</p>
--	--	--

<p>答弁</p>	<p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>ご質問の意味をもう一度確認したいんですけども、原告の主張ということによろしいですか。(「裁判の請求事件の内容について確認したいということです」の声あり) 今回の裁判の内容についてですね、はい。</p> <p>今回の裁判の原告の請求内容でございますけれども、これは平成20年12月19日に高熱と食欲不振、それから全身の震え、これらの症状によりまして、当院に亡佐々木京子氏が救急車で搬送されまして、それが肺炎その他の感染症の診断で入院を開始しました。それで、22日に多臓器不全による心肺停止、このために緊急手術をしましたが、この診断名は全結腸型一斉虚血性大腸炎、これによって全結腸を切除して人工肛門を造設したところでありまして、当日午後8時ころ、非常勤の当直医師が手術後のA型の本件患者に対してO型の新鮮凍結血漿325ミリリットルを誤投与したということでありまして、これが原因ではないんですけども、翌年1月6日に術後からの出血に対するいろんな各種医療法を行いましたけれども、同日午後6時4分に死亡したということなんですけれども、この死亡に当たって、原告のほうでは不適切な治療、あるいは診断がなされたということで、損害賠償請求額が3,532万9,156円を賠償しなさいということでの提訴でありました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>要は、この事件の請求の根拠というのが、病院の誤診断による死亡であったと主張して、3,532万5,000円余りを払えという事件だったということのようなんですけれども、和解案には、その誤診に関しては何も記載がなくて、請求の根拠でなかった新鮮凍結血漿異型輸血に対する謝罪と和解金350万円ということしか記載されていないんですが、先般の全員協議会でも質問があったんですけども、これでこの事件全て、要は誤診断による死亡という請求についても、全面的に解決するのだと、この和解案にはそのことは一切書いていないけれども、この請求事件全てが解決するのだということをもう一度確認したいんですけども、その点お願いします。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>この和解案が提示されまして、今説明したように異型輸血のみが記載されているということでありまして、私らもこれは今まで原告側が主張してきました診断の誤り、それから適切な医療行為がなされなかった、こういう主張は全て裁判所により排斥させられたと考えております。ですから、私どもの病院側の治療行為は間違っただけではなかったということを確認しております。</p> <p>そして、この議案の議会の議決を得まして、19日に午後3時から裁判所で双方の代理弁護士と裁判官の3者で和解の最終の確認をいたします。それに同意をいたしますと、そこで和解が成立ということになりまして、以後これに関する請求、あるいはこの我々の主張してきた今までのことが全て認められるということになりますので、以後これに関する問題は一切生じないということになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>最後ですけれども、この和解条項の中に、誤診断についての記述が一切ないというのがどうも物足りない印象を受けるわけです。それで、この間も質問があったと思うんですけれども、この和解条項の中に原告の主張するその誤診について何か記述があれば、例えば請求を取り下げるとか、その上でその異型輸血については陳謝をして和解金350万円に同意するということがあればいいんですけれども、そういうその和解条項の修正については申し入れることができなかったのか。あるいは19日のその協議によってつけ加えることが、可能性がないのかどうか。最後にお聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>和解条項に対しての何らかの意見というんですか、できなかったかということなんでございますけれども、この和解の案を提示</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>されたときに、当方の代理弁護士であります加々美弁護士とも当然相談して和解に臨んだわけですが、弁護士によりますと、先ほど申し上げたとおり、原告が主張するそういう診断の誤りとか、適切な医療行為がなされなかったと主張してきたことが、まずは全部裁判官によって排斥させられたということでもありますので、これはもうほとんど勝訴に近いというようなことがあります。それともう一つは、この和解条項にもありますけれども、結局この和解を締結することによりまして、当然その後の請求というものは発生しませんし、これ以上裁判を長引かせても双方に利益がないというようなこともありまして、裁判所が示されましたこの和解案に同意することとしたものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第7号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、議案第8号、平成25年度おいらせ町病院事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。</p> <p>それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。 議案書27ページをごらんいただきたいと思います。 本案は、平成18年3月の合併時の会計処理において、病院事業会計の補助金等を源泉とする資本剰余金3億629万9,00</p>
--------------	--	---

		<p>0円から、1億2,034万1,730円を資本金に組み入れたものでありますが、今回の地方公営企業会計制度の見直しによる移行処理に伴いまして、資本金から資本剰余金に同額を振替することについて提案するものであります。</p> <p>なお、この振替は、みなし償却制度の廃止によるものであり、資本金の額を減少させ、資本剰余金に振りかえた後、移行処理時に長期前受金に振りかえることとされているための処理であります。</p> <p>議案書121ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>ここでは、議会の議決を経たものとして作成しました剰余金の処分計算書を掲載しております。この中で、議会の議決による処分額、左のほうにありますけれども、処分額のうち、資本剰余金への振替の項では、資本金の額を1億2,034万1,730円減少させ、資本剰余金へ振替することとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3番、平野です。</p> <p>資本金が減って、資本剰余金が増えるわけですけども、そうすると今の説明ですと、これまでの補助金、今までもらった部分の全額を移すということですか。このところ、1億2,000万円の振替になった原資というのは、今の説明ですと、補助金の一部なのか、全部なのか、ちょっと理解できませんので、お願いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>この資本剰余金ですけども、これは今までの補助金の全額が3億629万9,000円ということでありまして、それをみなし制度によって補助金が……、これは既に償却、ものがなくなっ</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>ているというのは対象にしておりません。もう廃棄してしまったやつはですね。今現在ある中で、台帳に載っているもの、これらの補助金ですね。それが、これから説明になりますけれども、ことし25年度において償却撤去による除却、それも含めると約2億8,000万円ということになりますが、それを除いた額がこの121ページの処分後残高の資本剰余金2億4,611万3,444円、これを前受金として移行処理時に振替するという手続をとることになっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第8号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、議案第9号、平成25年度おいらせ町病院事業会計資本剰余金の処分についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書28ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>本案は、地方公営企業会計制度の見直しによって、補助金をもって取得した資産のうち、平成25年度に除却する全身用エックス線CT撮影装置及び特殊浴槽の医療器械から、みなし償却制度の廃止によって発生する損失4,249万8,000円を資本剰余金をもって補填することについて提案するものであります。</p>
--------------	--	--

		<p>先ほどの121ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>議案書第8号同様に、議会の議決による処分額のうち、資産撤去による補填の項でも資本剰余金から4,249万8,000円を減額して補填することとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>3番です。</p> <p>この資本剰余金が減ることによって、そのバランスシートでいきますと、利益の変動が生ずることになりますか。そこを一つ。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。病院事務長。</p>
答弁	病院事務長 (山崎悠治君)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>これまで、補助金とか、資本剰余金として計上されておりましたけれども、新しい基準においては、長期前受金として負債に計上することになります。それで、対象資産の減価償却に応じて長期前受金、これを戻し入れ収益として収益化いたしますけれども、これによって貸借対照表上では負債が増加して、資本剰余金を構成する資本が減少するということになります。そして、損益計算書においては、みなし償却を行っている病院においては補助金等に対応する部分の減価償却費が増加します。そして、長期前受け金を減価償却に応じて収益化するため、これは純損益の影響はないということになります。</p> <p>それから、収益化される補助金は営業外収益に計上されて、増加する減価償却費は営業費用に区分されるため、営業損益は若干悪化することにはなりますけれども、経常損益の影響はありません。もちろん、現金の増減等もございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>ほかにありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第9号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第13、議案第10号、平成25年度おいらせ町病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。</p>
	病院事務長 (山崎悠治君)	<p>それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。 議案書29ページをごらんいただきたいと思います。 本案についても、平成18年3月の合併時の会計処理において、病院事業会計の補助金等を源泉とする資本剰余金から累積欠損金に充てた1億8,595万7,270円のうち、長期前受金2億4,611万3,444円に見合う1億1,036万5,714円を今回の地方公営企業会計制度の見直しによる移行処理に伴いまして、未処分利益剰余金から資本剰余金に振替することについて提案するものであります。 なお、この振替につきましても、みなし償却制度の廃止によるものであり、資本剰余金を長期前受け金とするための処理であります。 また、議案書121ページをお開きいただきたいと思います。 ここでも、議案第8号同様に、議会の議決による処分額のうち、資本剰余金へ振替の項でも長期前受金2億4,611万3,444円に見合う1億1,036万5,714円を未処分利益剰余金から振替することとしております。 以上のような振替を行い、移行処理時において処分後残高の資</p>

		<p>本剰余金2億4,611万3,444円を長期前受金として計上した上で、減価償却に見合う分を順次収益化していくものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3番、平野です。</p> <p>今、そうすると未処分利益剰余金が1億6,373万5,298円のを資本剰余金に移すことによって、その5,336万9,584円が繰越利益剰余金という形で出ておりますけれども、このような形でいったら、今度この剰余金というのはまだまだ目減りしていくのですか。将来、収支のバランスというのは、例えば25年度決算で経営的に悪化するとか、そういうのは予想されますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>この未処分利益剰余金1億6,373万5,000円なんですけれども、これは25年度で見込んでおります509万4,000円でしたか、その分の決算見込みの経常利益の分ですね。24年度にその分を加えた額が1億6,300万円になって、それから1億1,000万円ほどを補填財源といたしますので、残りが5,300万円ということになります。</p> <p>26年度以降、この繰越利益剰余金は黒字になった分、これが積み重なっていきます。赤字になればそれを補填するような格好になりますので、この剰余金は減ることにはなりますけれども、黒字をずっと続けていけば、その黒字が続いた分、この剰余金がふえていくということになります。</p> <p>25年度の決算見込みとしては、約500万円ほどの利益を見込んでおります。次年度以降も、経常黒字に向かって努力してい</p>

質疑		<p>きたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	<p>そうすると、25年度の決算を見込んでこの計上で、今提案のような対応をすることによって、25年度末で5,336万9,584円の利益剰余金が生じると。それで、26年度決算でも黒字が出た場合はこれに加算されるということの説明ですけれども、例えば26年度で収支のバランスが悪くなって赤字になった場合は、この額が減ることになると思いますけれども、この額が減るだけで経営的な部分というものの指標というのではないんですか。例えば、3条とか、そういう予算の中では、収支のバランスが常に赤字で、営業外でプラスになって、トータル的には黒字になっているわけですけれども、そういうのからいって、全体的に経常収支が赤字になったときこれが減るわけですよ、ここがね。そうすると、今まで振替をしなければ、まだこの1億六千何ぼが残ってあったわけですけれども、この額がぐっと減っていくということになりますね。わかりました、はい。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第10号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから45分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時30分)</p>
	佐々木議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>

<p>次回日程の報告</p>	<p>佐々木議長 (議員席) 佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">(再開 午後 2時47分)</p> <p>お諮りします。 本会議における本日の議案審議については、議案第10号までとし、議案第11号からの審議はあす引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本会議の議案の審議はそのように取り扱うことに決しました。 これで、本日の会議を閉じます。 明日の本会議は、引き続き本会議場において、午前10時から議案の審議を行います。</p>
<p>延会宣言</p>	<p>佐々木議長</p> <p>事務局長 (袴田光雄君)</p>	<p>今日は、これで延会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 2時49分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 お疲れさまでした。</p>